

大阪府「集中改革プラン」の進捗状況《平成19年度版》

- 平成16年12月に「今後の行政改革の方針」が閣議決定されました。これを受け、平成17年3月に総務省において「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」（「新地方行革指針」）が策定され、各地方公共団体において、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度まで（5ヵ年）の具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（「集中改革プラン」）を平成17年度中に公表することとされました。
さらに、平成18年8月には同省から「地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針」が示され、地方公共団体が一層の行財政改革の推進に努めることが求められています。
- 大阪府においては、平成8年1月の「大阪府行政改革大綱」の策定以降、全国に先駆けた行財政改革に取り組んできたところです。また、平成16年11月に、「大阪府行財政計画(案)平成16年版」（以下「計画(案)」という）を策定し、平成18年2月には、計画(案)の内容を指針に沿って再整理し、大阪府の「集中改革プラン」としてお示ししました。
- その後、平成18年11月に、計画(案)の追加取組みとして「大阪府行財政改革プログラム(案)」（以下「プログラム(案)」という）を策定し、「計画(案)」の取組みとあわせてさらなる行財政改革に取り組んでいるところです。
- この「大阪府「集中改革プラン」の進捗状況《平成19年度版》」では、「プログラム(案)」の取組み内容も含め、大阪府の「集中改革プラン」の進捗状況について、お示しします。

大阪府「集中改革プラン」の進捗状況《平成19年度版》
【行財政改革プログラム(案)および行財政計画(案)に基づく5年間(17~21年度)の各項目の取組み】

目 次

1	定員管理の適正化	P1
2	給与の適正化	P3
3	福利厚生事業	P5
4	民間委託等の推進	P6
5	指定管理者制度の活用	P7
6	第三セクターの抜本的な見直し	P8
7	地方公社の経営健全化	P10
8	地方独立行政法人制度の活用	P11
9	地方公営企業の経営健全化	P12
10	PFI手法の適切な活用(ESCO含む)	P14
11	地域協働の推進	P16
12	市町村への権限移譲	P18
13	出先機関の見直し	P19

14 その他行財政改革の取組

(1)	IT社会の実現に向けて	P20
(2)	新たな自治システム	P21
(3)	ストックの活用	P23
(4)	建設事業の重点化	P27
(5)	職員の意識改革	P28
(6)	総合的な行政評価システムのさらなる充実	P29
(7)	危機管理システム	P31
(8)	自主財源の確保	P32
(9)	府民との対話・アカウンタビリティ(説明責任) の確保・情報発信力の強化	P33
(10)	施策の再構築(適正な受益と負担)	P34
(11)	施策の再構築(府の役割の精査、 持続可能性の点検、コストの縮減)	P36

1. 定員管理の適正化

(新地方行革指針)

- 定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行
- ・ 5年間で国家公務員の定数純減(5.7%純減)と同程度の定数純減(「基本方針2006」)

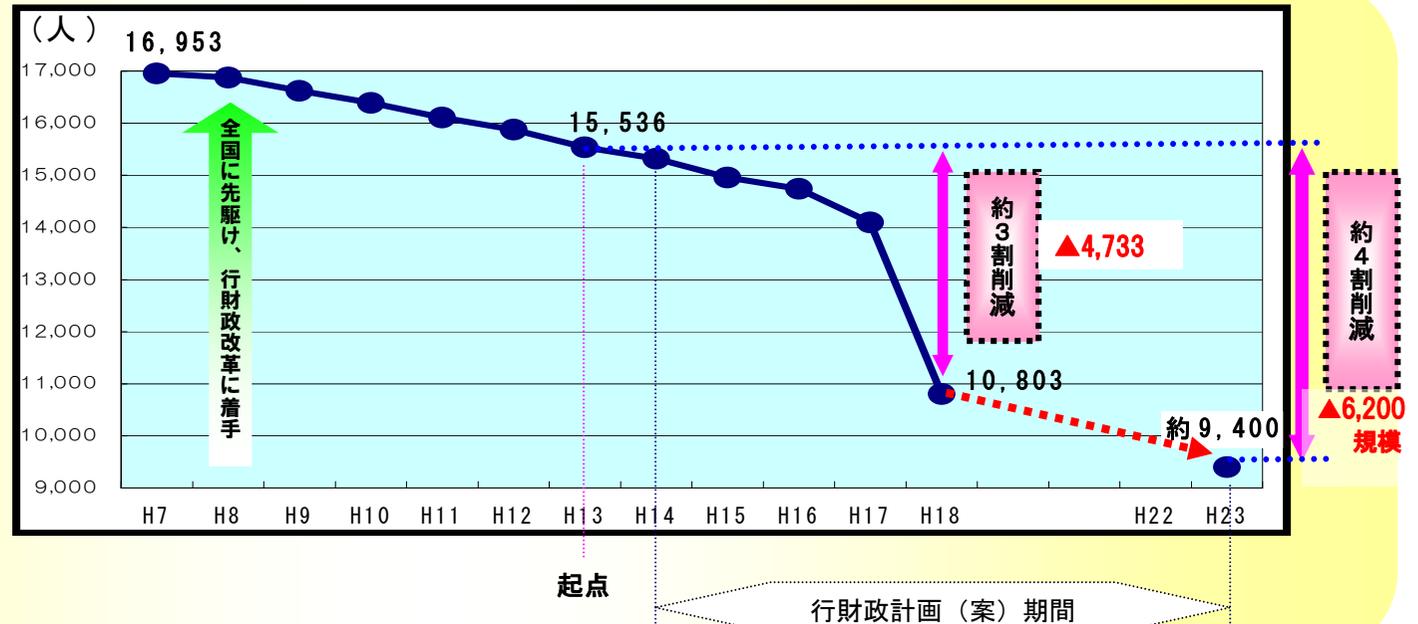
基本的な取組方針

- 一般行政部門(警察、学校を除く)の職員数について、H14年度からH23年度の10年間で、府立5病院の地方独立行政法人化等を含め、H13年度当初比約4割削減[6,200人規模の削減]をめざす

○H14～H18年度実績(H13比)
約3割削減(▲4,733人)

今後さらなる取組み

○H14～H23年度で(H13比)
約4割削減(▲6,200人規模)



集中改革プラン(H17.4.1～H22.4.1) ※総務省の定員管理調査の区分に基づく定員管理の数値目標
 一般行政部門(警察、教育、公営企業等会計部門を除く) 1,098人(対⑰▲11.1%)の純減
 公営企業等会計部門 3,136人(対⑰▲74.1%)の純減

◆これまでの主な取組み◆

- ・H14～H18年度の5年間で、府立5病院の地方独立行政法人化による約3,000人削減を含め、一般行政部門（警察・学校を除く）の職員4,733人を削減
- ・教育部門では、35人学級を除く府独自に配置した教員（986人）をH17年度までに全廃

（参考）人口10万人あたりの職員数（H17年度）

府 県 名	一般行政部門	教育部門	警察部門
大阪府	113	582	251
全国平均	217	736	215
神奈川県	95	543	187
埼玉県	114	607	161
愛知県	137	633	188
千葉県	136	652	198
兵庫県	154	681	215
福岡県	169	652	222
北海道	308	902	206

（注）平成17年国勢調査（17年10月1日現在人口）及び平成17年地方公共団体定員管理調査（17年4月1日現在）より算出（※掲載府県は人口500万人以上の府県）

◆一般行政部門職員数の削減見込（H14～23年度）と取組内容

項 目	H14～23（人）
事務事業の見直し・出先機関の再編等	約1,250
アウトソーシング等	約900
事務効率化	約450
独立行政法人化等	約3,600
計	約6,200

★ 事務事業の見直し・出先機関の再編等

- ・施策評価の実施や行政の守備範囲の明確化等による事務事業の見直し
- ・地域に関わる行政をより総合的に展開できるよう、市町村へ権限移譲
- ・窓口機能のあり方・法令規制等を精査し、出先機関を再編

★ アウトソーシング等

- ・直接、公権力の行使にかかわらないもので、民間で実施したほうが効率的かつ効果的に実施できる業務・サービスについては、そのサービス水準に留意の上、原則として、民間に委ねる
- ・職員が直接従事しなければならない業務以外は、アウトソーシング、指定管理者制度、非常勤職員など多様な手法を積極的に活用

★ 事務効率化

- ・IT化・BPRの活用などを行い、より効率的な事務執行体制を確立する

★ 独立行政法人化等

- ・質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的、効果的に行うとともに、透明性のある組織運営を確保するため、本府の実情に即して活用できる地方独立行政法人化等運営形態の見直しの検討を積極的にすすめる

2. 給与の適正化

(新地方行革指針)

- ▶ 地方公務員全般にわたり、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進
 - ・ 特殊勤務手当をはじめとする諸手当のあり方の総合的点検と早急な見直し など

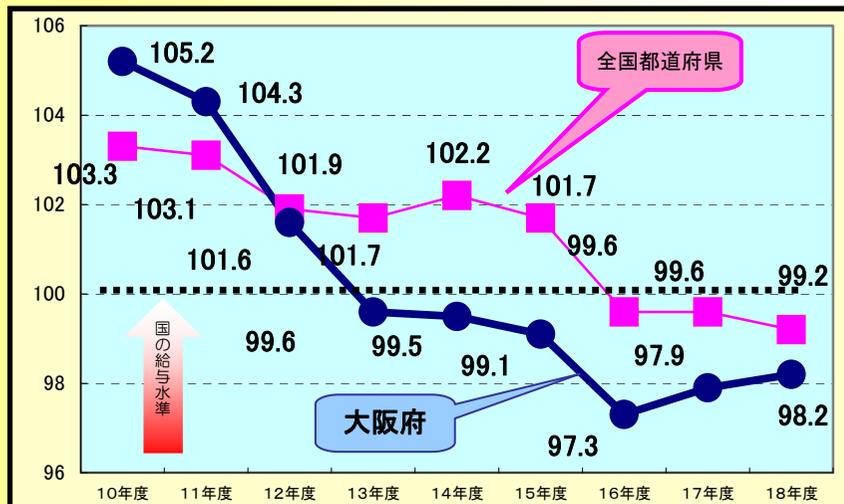
基本的な取組方針

- ▶ さらなる人件費の抑制に取組むとともに、より一層の能力・実績主義を重視した人事給与制度を構築

◆給与水準の推移等◆

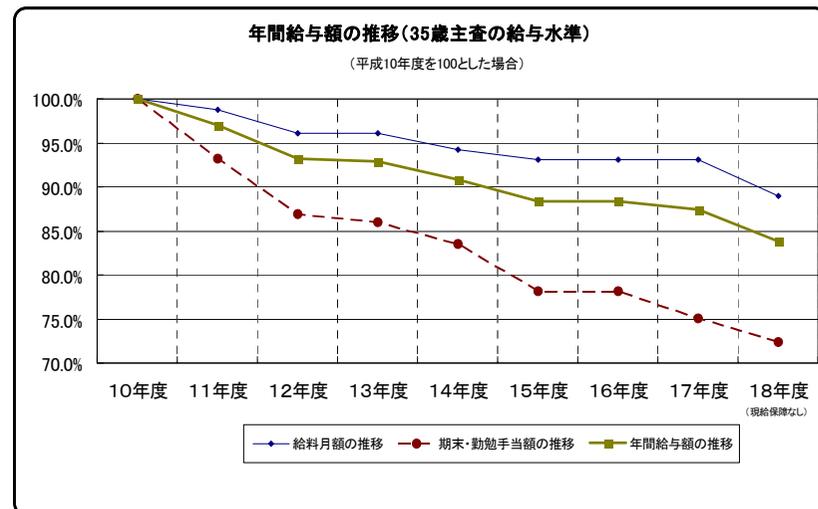
- ・ 給与水準は、13年度には全国で最低となり、現在も全国でも低いレベルの給与水準
- ・ 職員一人当たりの給与は、11年度以降、年収は年々減少し、10年度と比べ年収は約2割、ボーナスは約3割の減
- ・ 退職手当の支給水準は、給与水準の引下げによる効果と合わせると、10年度に比べて、支給額で約1割の引下げ

給与水準の抑制 (国を100とした場合)
全国的にも低いレベルの給与水準



<職員一人あたりの給与の推移> (35歳主査級職員の場合)

	平成10年度	平成18年度
年間給与	6,129千円	5,135千円 (▲16.2%)



◆H17年度以降の主な取組み◆

【H17年度～】

- ★ 期末・勤勉手当の削減（H17～）
17年度から3年間、全職員の期末・勤勉手当を削減。（指定職 10%カット、管理職 6%カット、その他 4%カット）
- ★ 管理職手当の見直し（H17～）
国及び他府県との均衡等を考慮し、支給割合の引下げ（最大 5%引下げ）
- ★ 時間外勤務の縮減（H17～）
時間外勤務の縮減を図り、手当総額を削減（年間 360 時間の上限規制を導入）
- ★ 非常勤（若年）特別嘱託員のさらなる活用と制度の見直し（H17～、一部H16実施）
学校教育において、教育に求められる課題への対応や定数内活用などを行う。
また、18年度から原則新規枠を設定しないことなどの制度見直しを実施
- ★ 教職員の新たな給与制度の構築（H18～、一部H17実施）
 - ・教職員の新たな給与制度の適用
（新たな教育職給料表の適用、給料の調整額の廃止（段階実施）、定時制通信教育手当、産業教育手当・教員特殊業務手当（部活動手当）の改定）
- ★ 給与構造の抜本的改革（H18～）
国における公務員制度改革等の動向を踏まえた人事給与制度の抜本的改革
 - ・給料表の見直しで平均▲5.3%の給料引下げ
 - ・調整手当を廃止、地域手当を創設、勤務成績に基づく昇給制度の導入 など

【H19年度～】

- ・職員給与については、毎年給与改定時等において具体的に決定していくものであるが、その際、本府の財政状況はじめ国等の動向、財政収支において地域手当の支給率を 10%としていることなどを踏まえ対処
- ・また、20年度以降においても、現行の期末勤勉手当のカットと同程度の効果額をめざして、今後の本府財政状況などを見極めつつ、人件費の抑制に取り組む

◆16年度までの主な取組み◆

- ★ 2年間の普通昇給ストップ（H11～12）
- ★ 給与のマイナス改定、据置（H14、H15、H16）
府人事委員会の給与引上げ勧告に対し、引下げ改定（H14・H15）・据置（H16）を実施
- ★ 管理職手当等のカット [5%カット]（H9～）
- ★ 特殊勤務手当の抜本的な見直し（H10）
- ★ 管内旅費の日当廃止（H11）
- ★ 昇給停止年齢の引下げ（H13）
- ★ 通勤手当の支給方法の変更 [1ヵ月から6ヵ月へ]（H14～）
- ★ 時間外勤務の縮減（H14）
- ★ 退職手当制度の見直し（H15）
- ★ 退職時特別昇給の廃止（H16） など

3. 福利厚生事業

(新地方行革指針)

- 職員に対する福利厚生事業について、点検・見直しを行う。また、福利厚生事業の実施状況等を公表

基本的な取組方針

- 互助会事業全般について必要性・妥当性・効果などの観点から精査を行い、個別事業や補助金のあり方について見直す

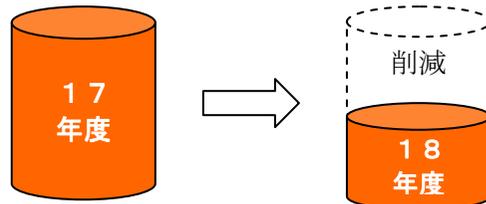
◆H17年度以降の主な取組み◆

★ 職員互助会・教職員互助組合（職員の福利厚生団体）への補助金の削減（H17～）

地方公務員の福利厚生を取り巻く状況など社会情勢の変化を踏まえ、互助会事業全体について必要性、妥当性、効果などの観点から精査・見直し、事業の再構築を行うことにより、職員互助会、教職員互助組合、警察職員互助会に対する補助金を削減

- 17年度：補助金を16年度比10%削減（補助率：掛金1に対して0.86⇒0.77）
- 18年度：17年度補助額の1/2に削減

● 17年度補助額の1/2に削減



(主な見直し事業)

- ・ 医療補助金、祝金（「銀婚記念品」など）等個別の給付事業の廃止及び給付水準の引下げ

- ★ 各年度の互助会に対する補助金額、補助率、主な事業等を大阪府ホームページ（大阪府人事行政の運営等の状況）に公表（平成17年11月～）

◆16年度までの主な取組み◆

- ★ 職員互助会・教職員互助組合（職員の福利厚生団体）への補助金の削減（H11）
補助金を4%削減（補助金率：掛金1に対して0.90→0.86）
- ★ 互助会保養所（白浜）の廃止（H13）
- ★ 職員宅舎等の全廃（～H16）
職員宅舎 18宅舎970戸、独身寮 4寮215室

4. 民間委託等の推進

(新地方行革指針)

- ▶ 旅費・給与等に関する事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり民間委託等の推進の観点から総点検を実施、具体的・総合的な指針・計画を策定

基本的な取組方針

- ▶ 直接公権力の行使にかかわらないもので、民間で実施した方が効率的・効果的に実施できる業務・サービスについては、そのサービス水準に留意の上、原則として、民間に委ねる
- ▶ 民の手法を取り入れることにより質の高い公共サービスを提供

◆H17 年度以降の主な取組み◆

- ★ 民間開放・アウトソーシングを推進するための基本方針等の策定 (H17)
- ★ 自動車税事務所業務のアウトソーシング (H17)
自動車税関連業務の一部事務のアウトソーシング化と自動車税事務所の再編
- ★ 教職員給与支給事務の BPR に伴う業務のアウトソーシング (H18)
府費負担教職員の給与関係事務の IT を活用した BPR 及びそれに伴う業務の委託化 (総務サービス事務の市町村立学校等への展開事業)
- ★ 違法駐車取締事務の合理化 (H18)
道路交通法改正に伴い、違法駐車取締関連事務の一部をアウトソーシング
- ★ 大阪版市場化テストの推進 (H18～)
大阪版市場化テストとして「民間提案型アウトソーシング」を導入
・ 監理委員会の設置 (H18)、実施方針の策定、民間事業者からの提案の公募 (H19)

◆16 年度までの主な取組み◆

- ★ 総務サービスセンターの設置 (H16)
- ★ 融資に係る債権回収業務を民間へ委託 (H16)
- ★ 旅券発給業務を民間へ委託拡大 (H16)
- ★ 市場化テストガイドライン (素案) を公表 (H16)
- ★ その他、主なアウトソーシング業務 (H14～15)
 - ・ 職員健康診断業務
 - ・ 庁舎管理業務
 - ・ 中央図書館オーディオ・ビジュアル室関係業務
 - ・ 消費者相談業務
 - ・ 病棟婦 (夫) 業務
 - ・ 各種データ処理等業務
 - ・ 検体検査業務
 - ・ 機器等保守管理業務
 - ・ 一般物質分析関係業務
 - ・ 調査分析業務 など

5. 指定管理者制度の活用

(新地方行革指針)

- 現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設について、管理のあり方について検証、検証結果を公表

基本的な取組方針

- 公の施設について、府として施設を保有する必要性を再点検するとともに、指定管理者制度も活用しながら、府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営を推進

◆公の施設の管理状況（H18年度）◆

○従来管理委託を行っていた公の施設については、これまでに民営化や廃止したもの等を除き、すべて指定管理者制度を導入

○直営17施設については、法令との関係など整理すべき課題があることから、現時点では直営としているが、引き続き、各施設に最も適切な管理手法について検討

所管部局名	指定管理者制度導入施設数及び施設名		直営施設数
生活文化部	8施設	青少年海洋センターファミリー棟、女性総合センター、総合青少年野外活動センター、青少年海洋センター、青少年会館 羽衣青少年センター、現代美術センター、上方演芸資料館	1施設
にぎわい創造部	1施設	国際会議場	0施設
健康福祉部	16施設	整肢学院、大手前整肢学園、明光ワークス、箕面通勤寮、金剛コロニー、老人総合センター 女性自立支援センター（3施設：あゆみ寮、よしみ寮、のぞみ寮）、大型児童館ビッグバン、稲スポーツセンター 障害者交流促進センター、介護情報・研修センター、健康科学センター、中河内救命救急センター、泉州救命救急センター	4施設
商工労働部	2施設	インターネットデータセンター、労働センター	7施設
環境農林水産部	12施設	花の文化園、府民牧場、府民の森（9園地）、金剛登山道駐車場	0施設
都市整備部	19施設	府営公園（18公園）、堺泉北港の緑地（府港湾施設）	2施設
住宅まちづくり部	1施設	府営住宅（特定公共賃貸住宅）	0施設
教育委員会	9施設	国際児童文学館、少年自然の家、体育会館、門真スポーツセンター、臨海スポーツセンター、漕艇センター 弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘	3施設
計	68施設		17施設

(注) 府営住宅及び共同施設については、1施設として計上

6. 第三セクターの抜本的な見直し

(新地方行革指針)

➤ 第三セクターについて、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた見直しを推進

基本的な取組方針

➤ 出資法人について、効率性等の観点から検証し、廃止、統合、民営化を含め、あり方を抜本的に見直すとともに、健全で自立的な経営が確保されるための取組みを促進

◆H17年度以降の主な取組み◆

【H17年度～】

- ★ 民間ノウハウの活用
役員及び管理職員への民間人材の登用拡大、管理職員以外での活用促進
- ★ 雇用制度改革
多様な雇用制度の検討及び実施の促進
- ★ 役員業績評価制度の充実
経営評価結果の報酬反映を試行実施、試行実施の検証及び制度改善
- ★ 経営状況の開示
法人に対する委託状況及び貸付金等の状況を公表

【H18年度～】

★ 出資法人のあり方の総点検

法人の存立意義や目的などについて、設立の原点に立ち返った総点検を行い、廃止、統合、民営化を含め、あり方を抜本的に見直す
現在、目標としている指定出資法人数（23年度に40法人）のより一層の削減に努める

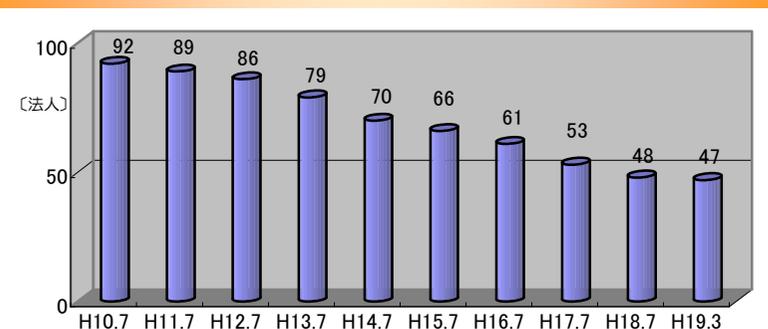
- 法人が行う事業の必要性や法人を活用する必要性、府が関与する必要性などを精査
- すべての法人について、「廃止」「統合」「自立・民営化」「存続」の方向性を決定、19年9月に公表

◆H16年度までの主な取組み◆

- ★ 府OB役職員数の削減
- ★ 役員の退職手当の廃止（H11）
- ★ 法人の解散、統合、自立・民営化
- ★ 経営目標の策定、経営評価の実施、公表（H14）
- ★ 法人プロパー職員の人事交流制度の実施（H14）
- ★ グループファイナンスシステムの実施（H14）
- ★ 役員業績評価制度の導入（H16） など

〈3つの削減目標の取組み〉

○ 法人数の削減



- 見直し対象となった法人ごとに改革プログラムを策定、19年度に策定する改革工程表で公表、関係先との調整等を行い、順次、見直しを実行

★ **役職員数の削減**（関与見直し等による削減を含まない純削減数）
23年度までに4,907名（13年4月現在）の2割プラス200名（1,200名）程度の削減をめざす

★ **府からの補助金、委託料の歳出削減（歳入確保を含む）**
17～19年度までに総額45億円程度の歳出削減及び歳入確保をめざす
さらに19～23年度までに総額35億円程度の歳出削減及び歳入確保をめざす

★ **法人の健全性、自立性、透明性を確保するための「3つの新プラン」を推進**

➤ **健全性確保プランの推進**

- 計画的経営の促進、民間ノウハウの活用及び法人間連携の強化 等
- ・ 中期経営計画の策定、公表
 - ・ 計画策定法人の計画の実行と更新 等

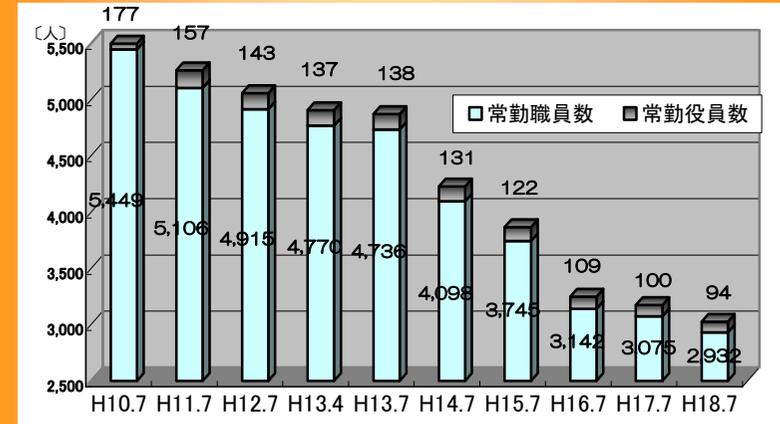
➤ **自立性確保プラン**

- 自立した人事給与制度、財政基盤の確立 等
- ・ 多様な雇用制度の検討及び実施の促進 等

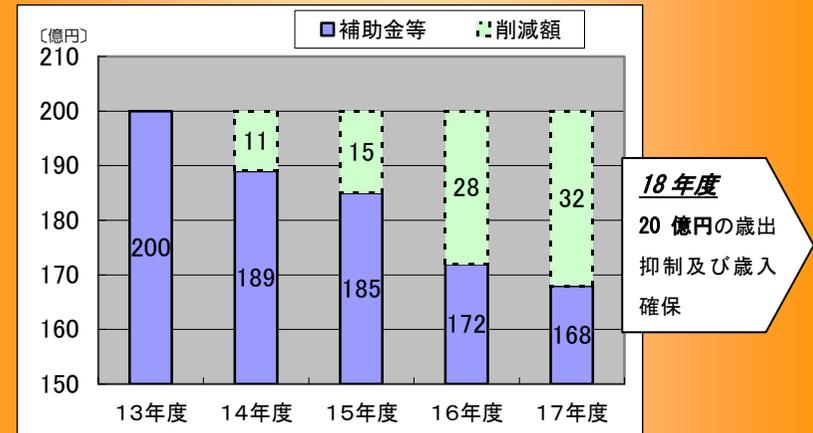
➤ **透明性確保プラン**

- コンプライアンス体制の充実、経営状況等の開示 等
- ・ 外部監査の導入や監事への公認会計士等の専門家の登用などの促進
 - ・ コンプライアンス体制確保のための研修、啓発の実施 等

○ **役職員数の削減**



○ **府からの補助金等（一般財源支出）の削減**



※ 17年度は別途歳入確保分あり

18年度
20億円の歳出抑制及び歳入確保

7. 地方公社の経営健全化

(新地方行革指針)

- ▶ 地方公社の経営健全化等について積極的に取組み、法的整理も含め抜本的な見直しを検討

基本的な取組方針

- ▶ 大阪府土地開発公社: 用地買収業務をより効率的に実施していく観点から、公社の今後のあり方を検討する
- ▶ 大阪府住宅供給公社: 経営の安定化に向け、建替に伴い生じる再生地の処分や経営の合理化・適正化など、自主努力を基本に経営改善を計画的にすすめる
- ▶ 大阪府道路公社: 箕面有料道路の早期供用をめざすとともに、経費削減、利用促進等を行い、一層の経営改善を図る。

◆H17 年度以降の主な取組み◆

【H17 年度～H18 年度】

★ 大阪府土地開発公社

基本方針(案)を踏まえ、府都市整備部事業の用地買収業務を試行的に委託することにより、公社の持つ機能等の活用に関する効果検証を行った上で、今後の方向づけを行う。なお、未利用代替地については、17、18 年度の 2 か年で売却処分に努める

★ 大阪府住宅供給公社

新経営計画に基づき、建替に伴い生じる再生地の処分や経営の合理化・適正化など、自主努力を基本に経営改善を計画的に実施するとともに、その後の状況の変化を踏まえ、検証を行い、さらなる対策を 18 年度にとりまとめて取り組んでいる。

★ 大阪府道路公社

箕面有料道路の供用開始後を睨んだ効率的な組織体制のあり方について検討を行い、一層の経営改善を図る。また、長期的な視点から経営改善計画を策定

【H19 年度～】

★ 大阪府土地開発公社

17 年 3 月に策定した基本方針(案)に基づき、長期保有資産の縮減など公社の経営健全化に努めていくとともに、用地買収業務の土地開発公社への委託を本格実施。

また、道路公社との総務事務の統合についても検討

★ 大阪府住宅供給公社

18 年度にとりまとめた、さらなる対策を着実に実行するとともに、毎年度、経営改善計画の効果を検証し、必要に応じて対策の見直しを行い、経営改善を計画的にすすめる。

また、長期的にみた公社のあり方について検討

★ 大阪府道路公社

箕面有料道路の完成後は、主たる業務は維持管理業務のみとなるため、経費削減と効率的な執行に努めるとともに、利用促進に向けた PR 等により料金収入の確保に努めるなどの一層の経営改善を図る。

また、土地開発公社との総務事務の統合についても検討

◆H16 年度までの主な取組み◆

★ 大阪府土地開発公社

代替地処分に際する府の支援と計画的な処理などについて「大阪府土地開発公社の健全化に関する基本方針(案)」を策定(H17.3)

★ 大阪府住宅供給公社

公社経営全般にわたる経営の安定化に向けた新たな経営計画を策定(H16.9) など

★ 大阪府道路公社

経費の削減と効率的な執行による管理費の増加を抑制、利用促進に向けた PR 等で利用台数の低下を抑制し、料金収入の確保に努める

8. 地方独立行政法人制度の活用

(新地方行革指針)

- ▶ 地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討

基本的な取組方針

- ▶ 質の高いサービスを提供するとともに、効率的で透明性の高い組織運営を確保するため地方独立行政法人制度を活用

◆H17年度以降の主な取組み◆

【H17年度～H18年度】

- ★ 「公立大学法人大阪府立大学」を設立。府立の3大学を再編統合し、新しい大阪府立大学を開学（H17.4）

〈制度導入効果〉

- ⇒ ・学長のリーダーシップによる全学的な戦略運営を推進するための体制整備
 - ・事務部門の集約化、アウトソーシングによる事務職員削減
 - ・共同研究件数や受託研究件数の大幅増加 など

- ★ 府立5病院の運営主体として「地方独立行政法人大阪府立病院機構」を設立（H18.4）

〈制度導入効果〉

- ⇒ ・府立5病院が一体となった経営体制の整備
 - ・事務部門の再構築やアウトソーシングなどにより常勤職員80名削減（18年度）
 - ・医師増員による手術待ち解消、予約システム改善による診療・検査の待ち時間の減 など

《試験研究機関》

試験研究機関のあり方、地方独立行政法人化の適否について検討

【H19年度～】

- ★ 新たな運営形態の検討

試験研究機関について地方独立行政法人化の適否を含め、新たな組織・運営形態等の検討をすすめ、移行が可能な機関については、その実現を図る。

《保健衛生分野》 公衆衛生研究所

《商工分野》 産業技術総合研究所 産業開発研究所

《環境農林水産分野》 環境農林水産総合研究所（19年4月に「食とみどりの総合技術センター」「環境情報センター」「水産試験場」を統合）

◆H16年度までの主な取組み◆

《大学・病院などの地方独立行政法人制度導入を検討（H13～）》

- ★ 「大阪府地方独立行政法人評価委員会」を設置（H16.12）

【大学】

- ★ 「公立大学法人大阪府立大学」定款の議決（H16.3）
- ★ 府立の3大学を再編統合する新大学の設置認可（H16.7）
- ★ 大学の設立認可及び大学の設置者変更の認可（H16.11）

【病院】

- ★ 府衛生対策審議会答申（H14.9）を踏まえ、府立の病院にふさわしい運営形態を検討（H15～16）
- ★ 「地方独立行政法人大阪府立病院機構」定款の議決（H17.3）
- ★ 「府立の病院改革プログラム-運営形態の見直し編」の策定（H17.3）

9. 地方公営企業の経営健全化

(新地方行革指針)

- ▶ 地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討するなど経営の総点検を行い、更なる経営健全化に積極的に取り組む

基本的な取組方針

- ▶ 経営環境や社会経済情勢の変化を踏まえた経営改革を行い、より自立性の高い経営の実現

◆H17 年度以降の主な取組み◆

【H17 年度～H18 年度】

★ 水道事業会計

- ・ 大阪府水道部中期経営計画（17 年度～21 年度）及び大阪府行財政計画（案）に基づき、経営改善等に取り組む
- ・ 新たな水源計画に基づく、第7次拡張計画の見直し
- ・ 安全で安定した給水に十分配慮しつつ、経営の安定化を図る観点から引き続き外部委託化等による業務の効率化をすすめる
- ・ 物品調達や施設運営の大幅なコストダウンなど効率的な経営手法のあり方を検討・実施

★ 中央卸売市場会計

- 18 年 3 月に策定した大阪府中央卸売市場中期経営計画（17 年度～21 年度）に基づき経営改善等に取り組む
 - ・ 中期財政収支計画に基づき、市場機能の低下をきたさないよう留意しつつ、単年度欠損額を抑制する取組みをすすめる
 - ・ 市場施設の利便性向上と市場事業会計の改善に資するため、保留地等の有効活用方策について検討を行う

★ 地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計

- ・ りんくうタウン、阪南スカイタウンにおけるまちづくりの早期実現
 - ▼ 企業誘致の推進と住宅地分譲の促進⇒ 契約率（18 年度末見込み）：りんくうタウン 82.7%・阪南スカイタウン 74.9%
- ・ 概成事業（千里ニュータウン、泉北ニュータウン、堺・泉北臨海工業地帯、二色の浜）の資産処分の完了
 - ▼ 保有資産の早期売却と関係機関への引継ぎの推進
- ・ 事業収束に伴い、17 年度末に企業局を廃止し、地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計を住宅まちづくり部に移管

【H19年度～】

★水道事業会計

水道事業、工業用水道事業ともに健全な経営の維持を基本とし、今後、本格化する改良更新事業等について、可能な限りコスト抑制を図るなど、「大阪府水道部中期経営計画」に沿って、経営基盤強化に取り組む。また、事業規模や経営基盤強化への取組みについて、大阪府水道部経営・事業等評価委員会において検証を行うとともに、必要に応じ、修正や見直しを実施し、経営の効率化を図る

★中央卸売市場会計

流通構造の変化や、規制緩和などによる経営環境の変化に対応した効率的な市場運営、既存施設の有効利用など、「大阪府中央卸売市場中期経営計画」の進捗管理を行いながら取組みをすすめる。また、市場の経営改善や一般会計の財政状況を踏まえ、市場運営に配慮しつつ、計画期間中において一般会計繰出金を抑制する。併せて、さらなる業務のアウトソーシングに取り組むとともに、今後の運営体制のあり方を検討する

★地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計

今後も、新たな産業拠点の形成・良質なまちづくりの早期実現に向け、さらに積極的な企業誘致と住宅地の一層の分譲促進に努め、事業の進捗状況等を踏まえつつ、両会計の収支見通しについて適宜点検を行い、H23年度を目途に地域整備事業会計を廃止するとともに、まちづくり促進事業会計の経営の安定化に取り組む

◆H16年度までの主な取組み◆

【水道事業会計】

- ★「府水道部経営評価推進委員会」(H12)(H16.3「府水道部経営・事業等評価委員会」に)を設置、毎年「経営レポート」を公表(H13～)
- ★長期施設整備基本計画及び中期整備事業計画を策定、中期の経営目標として中期経営計画を策定(H16)
- ★職員数の純減実績(H11.4～H16.4)▲3.4% など

【中央卸売市場会計】

- ★施設管理について入札等契約方法を変更し経費節減
- ★職員数の純減実績(H11.4.1～H16.4.1) ▲15.8%
- ★査察職員の夜勤業務の廃止など(H16年度末をもって職員数6名減)
- ★保留地等の有効活用方策
- ★毎年度経営評価を実施・公表 など

【地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計】

- ★「企業局事業の収支見通しと会計のあり方(案)」を策定(H13.8)し、分譲価格の引き下げをはじめ分譲促進に向けた取組みを実施
- ★「企業局事業の今後の方向について(案)」を策定(H15.1)し、事業用定期借地方式を本格導入等
⇒りんくうタウンの契約率 14年度末 44.0%→16年度末 68.4%
- ★職員数の純減実績(H11.4.1～H16.4.1) ▲51.5% など

10. PFI手法の適切な活用（ESCO含む）

（新地方行革指針）

➤ PFI事業の積極的な活用

基本的な取組方針

➤ 民間活力を活かしたまちづくりの観点から、民間の技術・資金等の経営資源や創意工夫を活かしたPFI事業・ESCO事業を積極的に推進

【PFI事業】

◆H17年度以降の主な取組み◆

- ★ 府有建築物について、PFIの円滑な導入を図るため「PFI事業検討マニュアル(案)」を策定（H17.9）
- ★ 府営住宅につき、PFI等民間活力を導入し、建替えと、それにより生み出す用地の活用を併せた事業コンペ等を行うことにより、建替えの前倒しを図る(H17～)
- ★ PFIワーキング・グループを活用し、PFI導入促進に向け、具体的な導入検討にあたっての制度上の課題と対応策を整理してとりまとめ(H18)

◆H16年度までの主な取組み◆

- ★ 庁内に「PFI検討委員会」を設置（H11.11）
- ★ 「大阪府PFI検討指針」を策定（H14.2）

《実績》

	事業名	内容	進捗状況
府 営 住 宅	大阪府営東大阪島之内住宅民活プロジェクト	府営住宅整備と用地活用を一体的に行う事業	H18.8 完了
	大阪府営筆ヶ崎住宅民活プロジェクト		H18.3 事業契約締結
	大阪府営岸和田下池田住宅民活プロジェクト		H18.12 事業契約締結
	大阪府営苅田住宅民活プロジェクト		H18.5 特定事業選定
	大阪府営東大阪新上小阪住宅民活プロジェクト		H19.3 特定事業選定
	大阪府営千里佐竹台住宅（2丁目）民活プロジェクト		H19.3 特定事業選定
上 記 以 外	江坂駅南立体駐車場整備事業	立体駐車場及び附帯施設の設計、建設、管理、運営	H14.11 供用開始
	大阪府警察寝屋川待機宿舎建替整備等事業	待機宿舎の施設整備業務、維持管理業務	H17.3 事業契約締結
	水と緑の健康都市第1期整備等事業	土地区画整理事業（区画整理事業では全国初）	H17.10 事業着手
	（仮称）水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業	区域内の小中一貫校を地元市とともに整備、維持管理	H19.3 事業契約締結
	大阪府警察金岡单身寮整備等事業	单身寮の施設整備業務、維持管理業務	H18.12 事業契約締結
参 考	大阪府立消防学校再整備等事業	消防学校の施設整備業務、維持管理・運営業務	H18.12 事業契約締結
	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立精神医療センター再編整備事業	病院施設整備業務、維持管理業務、医療関連サービス業務	H19.2 特定事業選定

【ESCO事業】

◆H17年度以降の主な取組み◆

- ★ ESCO推進マスタープラン及びアクションプランを踏まえ、警察署、学校施設、その他の複合型施設等、より広汎な府有施設への展開を図るとともに、府有施設のみならず、大阪府内の市町村や民間ビルへの普及促進を図る
- ★ 中小規模施設へESCO事業を普及させるため、課題と解決案をとりまとめた「大阪府・中小規模施設への効率的なESCO事業推進に向けて」を策定（H18.4）
- ★ 中小規模施設のESCO事業化を進めるため、「簡易公募型ESCO事業」を導入（H18～）
- ★ H19年度導入予定：近つ飛鳥博物館、弥生文化博物館、東警察署

《実績》

事業名	ESCOサビ入期間
母子保健総合医療センター	14～25年度
府民センタービル（三島・泉南・南河内・北河内）	15～24年度
急性期・総合医療センター	16～27年度
障害者交流促進センター	16～27年度
教育センター	16～24年度
池田・府市合同庁舎	16～27年度
呼吸器・アレルギー医療センター	17～28年度
マイドームおおさか	17～31年度
労働センター	17～31年度
門真運転免許試験場	18～28年度
中河内府民センタービル	18～32年度
府庁舎 本館・別館	19～28年度
体育会館	19～33年度
青少年海洋センター 本館・ファミリー棟	19～33年度

◆H16年度までの主な取組み◆

- ★ 全国自治体で初めてESCO事業を導入（H13年度）
- ★ 府有施設でのESCO事業の効果的な推進を目的として「大阪府ESCO推進マスタープラン」を策定（H14.9）
- ★ 広汎な府有施設へESCO事業を展開し、さらに府内市町村や民間ビルへのESCO事業を普及啓発していくため、「大阪府ESCOアクションプラン」を策定（H16.7）

11. 地域協働の推進

(新地方行革指針)

- 活動場所の提供、中間支援団体の設置、まちづくり協議会や地域自治区等の活用など、活動主体との連携・協力
- 地域協働を实践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備

基本的な取組方針

- 府民・地域、NPOとの実りある協働の実現に向け、さらなる取組みをすすめる
- 民間事業者との協働により、効率的でより質の高い公共サービスの提供をすすめる
- 行政と民間が多様な形で連携する仕組みづくりを推進

◆H17年度以降の主な取組み◆

〈府民・地域との協働〉

★ アドプト・プログラムの継続的推進のための取組み (H18)

アドプト・プログラム〔府民や地域・企業と協働で道路や河川等の清掃・緑化活動〕の継続性、自発性を高めるため、花苗育成システムの構築、地域活動のリーダー育成等を実施

〈NPOとの協働〉

★ 各部NPO協働推進担当を設置 (H17)

NPOからの提言・提案を施策立案に活かすため、各部局に協働推進担当を配置

★ 府民ニーズに応じた公共サービスの提供(H17.7～)

NPOとの意見交流会を毎年度実施し、協働で府民ニーズに応じた公共サービスを提供

★ 地域の課題解決力向上を支援する仕組みの検討 (H17)

地域における府民活動を応援するため、NPOの活動支援拠点施設である「大阪NPOプラザ」の機能充実を図るなど、地域における課題解決力向上を支援する仕組みづくりを検討 など

★ 協働マニュアルの見直し (H18)

全庁的協働ルールを確立するため、協働の形態ごとの具体的なすすめ方など、「NPO協働マニュアル」の見直しを図りつつ、協働事業を推進

〈民間事業者との協働〉

★ 広告事業の推進(H17～)

パスポートセンター(本所)壁面への広告掲出、ホームページへのバナー広告、職員録・封筒・各種リーフレットへの広告掲載、企業等と連携した歩道橋リフレッシュ事業の試行実施 など

★ 地域貢献企業バンク(大阪府政・地域貢献企業登録制度)の創設(H18)

企業の社会貢献活動と府の施策のマッチングを図る仕組みとして、「地域貢献企業バンク(大阪府政・地域貢献企業登録制度)」を創設

◆H16年度までの主な取組み◆

〈府民・地域との協働〉

★ アドプト・プログラムの実施及び府内全域への展開 (H12～)

★ 消費者が食品表示をモニターする「食品表示ウォッチャー」の導入 (H15～)

〈NPOとの協働〉

★ 「大阪府NPO活動活性化指針」(H12.4)に基づき、NPO活性化に向けて総合的な施策展開を推進

★ 府政の各種課題をテーマにNPOからの提案公募(H12～)

★ NPOに専門能力を持つ人材を派遣し、運営力強化を図るNPO運営マネジメント支援事業を実施 (H12～)

★ ボランティア・NPOとの協働事業推進に向けた職員研修を実施 (H12～)

★ 「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」を策定 (H13.9)

★ 大阪NPOプラザの整備 (H13)

★ 「大阪府NPO協働推進計画」を策定 (H16.4)

★ 府政の課題解決に向けNPOとの意見交流を実施(H16～)

《府内の NPO 法人数》

	12 年度末	18 年 12 月末
NPO 法人数	2 7 4 法人	2, 2 3 2 法人

《主な協働の実績》

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
政策形成過程への参画	6	1 4	2 0	1 9	1 2	1 3
委 託 (件)	1 7	2 2	4 2	4 2	2 5	3 5
補 助 金 (制度)	6	9	1 1	1 1	9	1 2

《府民参加の推進》

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18年12月末
アドプト・プログラム (参加人員実績)	296 箇所 (約 33 千人)	377 箇所 (約 38 千人)	454 箇所 (約 43 千人)	495 箇所 (約 44 千人)	405 箇所 (約 42 千人)

※ 18年12月末の数値からは、同年 4 月に堺市が政令市となったため、同市域に係る分を除いている。

12. 市町村への権限移譲等

(新地方行革指針)

- 「条例による事務処理の特例」(地方自治法第252条の17の2)を積極的に活用し、市町村に対する抜本的な事務権限の移譲を検討

基本的な取組方針

- 地域に関わる行政をより総合的に展開できるよう、市町村へのさらなる権限移譲等をすすめる

◆H17年度以降の主な取組み◆

【H17年度～H18年度】

- ★ 政令指定都市への移行を支援
堺市 (H18 移行)
- ★ 市町村への事務移譲 (H10～18)
「大阪版地方分権推進制度」に基づき、79 事務を移譲 (右下表参照)
- ★ 関連事務の一括移譲を検討 (H16～17)
総合的な行政の展開や住民サービスの向上を図る観点から、府、市長会、町村長会による大阪府・市町村分権協議会において、関連する事務の一括移譲を視野に入れた「大阪版地方分権推進制度」の見直しを検討
- ★ 事務移譲の新たな仕組みの導入(事務パッケージによる移譲) (H18)
従来の個別事務ごとの移譲方法に加え、施策分野別に関連する事務をあらかじめパッケージ化し、事務パッケージの中から市町村が自主的に選択できる仕組みを導入
- ★ 府単独市町村補助金の統合・メニュー化、交付金化
市町村の自主性や自立性を尊重し、効率的、効果的な行政運営が期待できる補助金の統合・メニュー化を検討

【H19年度～】

- ★ さらなる事務移譲を推進 (H19～)
 - ・従来の個別事務ごとの移譲方式に加え、一括移譲(事務パッケージによる移譲)方式による事務移譲を推進
 - ・作成した19の事務パッケージのうち、4つの事務パッケージを原則全市町村に移譲するなど、8つの事務パッケージ(25事務)を一括移譲
- ★ 市町村補助金の総合化等の検討
基礎的自治体である市町村が自主的な施策選択をすすめ、市町村自治を拡大できるよう、市町村の意見も踏まえつつ、市町村補助金を中長期的な観点から見直し

◆H16年度までの主な取組み◆

- ★ 「大阪版地方分権推進制度」を活用し、市町村への権限移譲を推進。まちづくり分野を中心に67事務を移譲(H10～16)
- ★ 市町村の行政体制整備への支援
「市町村振興補助金」の再編(H11)
- ★ 特例市への移行を支援
移行：豊中市、茨木市、吹田市、枚方市、八尾市、寝屋川市(H13)・岸和田市(H14)
- ★ 中核市への移行を支援
移行：高槻市(H15)、東大阪市(H17)

「大阪版地方分権推進制度」(H9年度創設)を活用した事務移譲実績

年度別移譲事務数(79事務)		
福祉分野を中心に	14事務	(10年度)
まちづくり分野を中心に	16事務	(11年度)
まちづくり分野を中心に	8事務	(12年度)
まちづくり分野を中心に	26事務	(13年度)
まちづくり分野を中心に	11事務	(14年度)
まちづくり分野を中心に	16事務	(15年度)
まちづくり分野を中心に	8事務	(16年度)
まちづくり分野を中心に	8事務	(17年度)
まちづくり分野を中心に	16事務	(18年度)
※同一事務であっても複数年度で移譲した場合は、各年度で計上		

13. 出先機関の見直し

(新地方行革指針)

- 都道府県の出先機関について、市町村合併による市町村の行財政能力の拡充等の状況を踏まえ、市町村への権限移譲を前提として抜本的にそのあり方を検討

基本的な取組方針

- 施策評価の実施や行政の守備範囲の明確化等により、事務事業の見直しや出先機関の再編を行う

◆H17 年度以降の主な取組み◆

窓口機能のあり方・法令規制等を精査し、出先機関を再編

★これまでの出先機関の統廃合実績◆

◆H16 年度までの主な取組み◆

これまで（H5～16）に府民センターの廃止や府税事務所の再編など約5割（H5：196⇒H16：100）の出先機関数の見直しを実施

年 度	出先機関数 (知事部局)	主な統廃合の内容
H 5	196	
H 6	184	府民センターの廃止（7所） 等
H 7	183	婦人会館の廃止
H 8	175	農林水産部出先機関の再編（19所→10所） 等
H 9	174	公衆衛生専門学校の廃止
H10	174	
H11	168	地域農業改良普及センターの廃止（4所） 等
H12	110	府税事務所の再編（21所→12所）、保健所の再編（22所7支所→15所14支所） 等
H13	109	児童福祉施設の廃止
H14	103	労働事務所の再編（3所→1所）、公園事務所の再編（5所→4所） 等
H15	100	公園事務所の再編（4所→3所）、高槻保健所廃止 等
H16	100	
H17	98	自動車税事務所の再編（3所→1所）
H18	89	子ども家庭センターの再編（7所→6所）、府立5病院の地方独立行政法人化、公園事務所の廃止（3所）
H19	86	食とみどりの総合技術センター・環境情報センター・水産試験場の再編（3所→1所） 等

14. その他行財政改革の取組

(1) IT社会の実現に向けて

基本的な取組方針

▶ 府民・企業がITの利便性を実感できる社会の構築をめざす

◆H17年度以降の主な取組み◆

【H17年度～H18年度】

★ 入札契約センター開設 (H17)

電子調達を導入にあわせ、部局ごとに行っている入札・契約に関する事務や権限を1か所に集め、全庁にわたり統一的に運用

★ 大阪バーチャル府庁の構築

- ・ 電子申請の拡充：オンライン化手続きの拡大、携帯電話に対応した電子申請
- ・ 電子調達の本格導入：電子入札の範囲を拡大し、全部局の調達業務を電子化
- ・ 府税の電子申告

地方税（法人二税）の申告手続きの電子化の本格運用 (H17. 1～)

自動車税・自動車取得税の申告手続きなどの電子化 (H17. 12～)

★ コンタクトセンターの設置に向けた実証実験

コンタクトセンター設置・運用にあたっての課題整理や設置効果等の検証を行うため、府が実施している資格試験・免許、イベントなどに関する問合せの一部をモデルケースとして実施 (H18. 8～11)

【H19年度～】

★ 大阪バーチャル府庁の構築

- ・ 電子申請の拡充：手数料等の収納を伴う手続きのオンライン化
- ・ 電子調達の本格導入：全ての工事について、電子入札による一般競争入札の導入に向けて電子入札の範囲を拡大

★ 「府民お問合せセンター」（コンタクトセンター）の開設 (H20. 1 予定)

府民サービスの向上と問合せ業務の効率化を進めるため、よくある問合せの回答業務を集約し、ワンストップ化を実現

◆H16年度までの主な取組み

★ 「電子府庁（e-ふちよう）アクション・プラン」を策定 (H12)

★ 本庁一人一台パソコン体制を整備 (H13)

★ 電子申請システムの導入 (H13)

★ 府と府内全市町村で「大阪電子自治体推進協議会」を設立 (H14)

★ 総務サービスセンター開設に向けシステムの開発に着手 (H14)

★ 「大阪府建設CALS／ECプロジェクト推進会議」を設立 (H14)

★ 行政文書管理システム稼動 (H15)

★ 電子入札システムの導入 (H15)

★ 「大阪府IT推進プラン」を策定 (H15)

★ 建設CALSのシステム開発に着手 (H16)

★ 総務サービスセンター稼動 (H16)

★ 大阪府ITステーション開所 (H16) など

(2) 新たな自治システム

①大阪都市圏にふさわしい新たな自治システム

②大阪市との連携強化・二重行政の解消

③広域行政の推進

基本的な取組方針

- 大阪都市圏にふさわしい自治システムのあり方について議論をすすめる
- 大阪府と大阪市の一層の連携方策について、協議をすすめる
- 府県域を越える広域的な自治制度のあり方について議論をすすめる

◆H17 年度以降の主な取組み◆

- ★ 知事と大阪市長との首脳懇談会における合意に基づき、府市連携協議会を設置(H18.4)
首脳懇談会で取り上げた6項目の課題(中小企業支援施策、消費者支援施策、男女共同参画施策、権限移譲、文化・芸術支援施策、水道事業)について協議をすすめる、一定の方向性を打ち出し、可能なものから具体的な取組みに着手
今後新たに取り組む課題として、3項目(公衆衛生研究所及び環境科学研究所、公立大学、府営・市営住宅等のストック活用を取り上げ、更に連携を推進。
- ★ 関西2府7県3政令市と経済界で構成する「関西分権改革推進委員会」において、具体的な広域課題に照らして、広域連合制度活用の実現可能性について検討
同委員会での検討を受け、関西2府7県4政令市の首長及び経済界のトップで構成する「関西分権改革推進協議会」を設置(H18.7)。関西広域連合の設置について共通認識を形成するため、事務の明確化や既存広域連携組織の整理統合などについて検討・協議
- ★ 全国知事会道州制特別委員会に参加。同委員会での検討を経て、全国知事会において、「道州制に関する基本的な考え方」をとりまとめ(H19.1)

◆H16 年度までの主な取組み◆

- ★学識経験者による「大阪府地方自治研究会」において、新たな制度(大阪新都)の案を提言(H16.10)
- ★大阪市と共同で「新しい大都市自治システム研究会」を設置し、個別の行政課題について、事業の共同化、連携の強化などを協議し、「中間整理」を公表(H15.6)
- ★ 経済界、2府7県3政令市等で構成する「分権改革における関西のあり方に関する研究会」で広域連合制度の活用検討を提案(H16)
- ★ 全国知事会の道州制研究会に参画(H16)

④市町村合併の推進

基本的な取組方針

➤ 大阪都市圏にふさわしい市町村の行財政基盤を確立するため、市町村合併を推進

◆H17年度以降の主な取組み◆

【H17年度～H18年度】

- ★ 自治体の将来像に関する議論の喚起（気運の醸成）
 - ・シンポジウム「これからの自治体について考えよう～地域主権の実現に向けて～」を開催（H17.9）
 - ・講演会、地域学習会の開催等
- ★ 合併新法（5年の時限法：H17.4～22.3）に基づく取組み
 - ・「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」の作成について意見を聴くため「大阪府市町村合併推進審議会」を設置（H17.10）
 - ・中間まとめ公表（H18.7）
府内における市町村の望ましい姿、合併の推進の必要性、市町村の現況及び将来見通し等

【H19年度～】

- ★ 合併新法（5年の時限法：H17.4～22.3）に基づく取組み
 - ・「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」策定予定（H19夏予定）
- ★ 地元の取組への支援等
 - ・「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」の概要版やポスター等を作成し、広く府民向けに合併気運の醸成を図る
 - ・シンポジウムの開催等により、効果的・重点的な広報を行う
 - ・合併に向けた具体的な動きがある市町村に対して積極的に支援

◆H16年度までの主な取組み◆

- ★ 「市町村合併推進要綱」の策定（H12.12）
- ★ 合併に関する気運の醸成（H12～）
 - ・府内5ヶ所で地域シンポジウムを開催
 - ・市町村職員や民間団体が行う勉強会等への講師派遣
 - ・啓発パンフレットの作成・配布 など
- ★ 市町村合併推進事業補助金制度の創設（H13～16）
- ★ 大阪府市町村合併支援本部の設置（H13.7）
- ★ 大阪府市町村合併支援プランの策定（H14.7）・改定（H15.2）
- ★ 合併に関する市町村の取組
 - ・府内44市町村のうち34市町村が、合併に関する取組み（協議会・研究会等）をすすめ、堺市と美原町が17年2月に合併

(3) ストックの活用

①企業誘致の推進とまちづくりの早期実現（企業局事業の収束）

基本的な取組方針

➤ 引き続き事業収束に向け、企業立地の促進等を図ることにより、新たな産業拠点の形成・良質なまちづくりをめざす

◆H17 年度以降の主な取組み◆

★ 産業用地における企業誘致の推進

事業用定期借地方式と、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度などの活用により、企業誘致を推進

★ 住宅用地における分譲促進

引き続き、競争力のある価格設定と、いわゆる「民間卸」^{みんかんおろし}など、民間へのアウトソーシングを中心とする多様な販売手法により、宅地分譲を促進

★ 概成事業の資産処分の完了

保有地の売却や地元市への引継ぎ等をすすめ、早期完了をめざす

★ 局出資法人の財産活用

(財)千里センター、(財)泉北センターを解散し（H17.10）、(財)タウン管理財団に事業等を継承（H17.11）。残余財産は府に帰属

★ 企業局組織の廃止（H17 末）

住宅まちづくり部に会計・事業を移管

◆H16 年度までの主な取組み◆

★ 企業局事業における事業計画の見直しと今後の事業の取組方向について基本となる考え方をとりまとめ（H13.8）

- ・ りんくうタウン・阪南スカイタウン
 - 競争力のある価格設定や土地利用の見直しを中心とした事業計画の抜本的な見直し
 - 一般会計による公共施設の整備・買取
 - 住宅用地における競争力ある価格設定と民間ノウハウの活用による分譲促進（阪南スカイタウン）
 - 産業用地に事業用定期借地方式を本格導入、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度等のインセンティブの拡充（H15.4）
- ・ 水と緑の健康都市事業：事業見直しと他会計への移管
- ・ 概成事業：千里・泉北ニュータウン等の企業局資産の早期処分
- ・ その他：局出資法人の統廃合及び財産活用に向けた検討 など

②主要プロジェクトの点検

基本的な取組方針

- ▶ **主要プロジェクトについては、リスクを再点検するとともに、府の関わり方や事業の進捗等によるリスク内容の差異・変化を見極め、それぞれのプロジェクトの状況に応じ、引き続き点検・評価をすすめる**
- ▶ **新庁舎(行政棟・議会棟)については、庁舎の機能・規模・耐震対策・整備手法などを検討**

◆H17 年度以降の主な取組み◆

- ★ **和泉コスモポリス**
(株)和泉コスモポリスが所有する土地はすべて契約済となり、17年9月に解散、事業収束
- ★ **阪南港阪南2区整備事業**
地元市・民間一体となって企業誘致を推進。建設発生土等を活用して段階的整備を行うとともに、一層のコスト縮減を図る。
- ★ **水と緑の健康都市**
徹底したコスト縮減による事業費の抑制と、PFIの導入による財政負担の軽減・平準化、民間ノウハウを活用した保留地分譲等を推進
- ★ **りんくうタウン**
15年4月に本格導入した事業用定期借地方式と、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度の活用により、企業誘致を推進
- ★ **国際文化公園都市モノレール(阪大病院以北)**
引き続き開発者の適切な負担を前提に、建設費及び運行経費の節減を図りつつ、彩都の開発熟度に合わせて整備
- ★ **新庁舎(行政棟・議会棟)**
庁舎の機能・規模・耐震対策・整備手法などを検討する

ほか

◆H16 年度までの主な取組み◆

- ★ **面的開発プロジェクトや鉄軌道整備**
企業局事業の収束、水と緑の健康都市事業の計画見直しなどを決定、岸和田コスモポリス事業を終息
- ★ **早期事業完了をめざし、企業誘致・分譲促進方策を展開**
事業用定期借地方式の導入、用途地域変更による誘致対象施設の拡大、国際交流特区の活用、地元市町と連携した立地インセンティブの導入など
- ★ **新庁舎(行政棟・議会棟)の着手を見合わせ、庁舎の規模、機能、整備手法等を検討**
- ★ **旧来型のハコモノ行政から脱却し、主要な府立施設構想を廃止**
- ★ **新たな府主導の面的開発プロジェクトとは決別**
- ★ **主要プロジェクトのチェックシステムを構築**

《主要プロジェクト評価（H18年度）》

◆ 評価対象

府が実施または関与する主要な面的開発プロジェクト、鉄軌道整備、主要施設整備

◆ 評価結果

主要プロジェクトごとの具体的な対応方針を決定

【点検・評価対象の見直し】

▶ 工事完了の見通しが立つなど、今後は出資者として、事業主体の経営状況を点検していくもの

- ・ 津田サイエンスヒルズ（大阪府住宅供給公社）
- ・ 西大阪延伸線（西大阪高速鉄道株）
- ・ 中之島新線（中之島高速鉄道株）

▶ 今後も主要プロジェクト評価によって点検・評価を行うもの

▷ 早期に事業効果が発揮できるよう取り組む

- ・ 南河内・健康ふれあいの郷
- ・ 阪南港阪南2区整備事業
- ・ 国際文化公園都市シンボルゾーンの形成（国際文化公園都市株）
- ・ 箕面北部丘陵整備事業（水と緑の健康都市）
- ・ 南大阪湾岸整備事業（りんくうタウン）
- ・ 阪南丘陵住宅地区開発事業（阪南スカイタウン）
- ・ 国際文化公園都市モノレール（阪大病院以北）
- ・ 大阪外環状線鉄道（大阪外環状鉄道株）

▷ その他

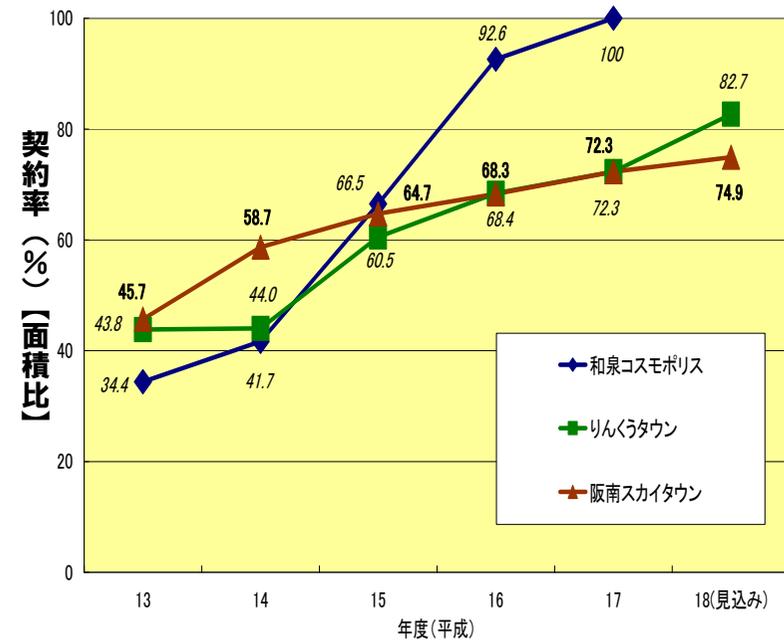
- ・ 大阪モノレール（門真以南）
将来構想として、地元市等とも連携しながら、需要と採算性を見極めを行う
- ・ 新庁舎（行政棟・議会棟）
庁舎の機能・規模・耐震対策・整備手法などを検討する

▶ 事業収束

- ・ 和泉コスモポリス

《企業誘致等をすすめているプロジェクトの進捗状況》

分譲・定期借地の契約状況



③府有施設等の有効活用

基本的な取組方針

▶ 全ての府有財産について、「保有から有効活用へ」という視点で点検を行い、貴重な経営資源として活性化

◆H17年度以降の主な取組み◆

【H17年度～H18年度】

★ 府職員宅舎（鳴野宅舎）の警察職員待機宿舎への転用（H17）

警察職員待機宿舎の整理と統合（西及び清水谷待機宿舎の廃止）を図る中で、既存ストックの有効活用の観点から府職員宅舎（鳴野宅舎）を転用

★ 庁舎施設の効率的活用と庁舎借上げ料の縮減等（H17）

事務の効率性、経済性を考慮し、庁舎施設全体の効率的かつ有効な活用を図るとともに、借上料等の縮減、使用料の徴収に向けた方策を検討・実施

★ 府有施設や未利用地の広告媒体等としての活用検討（H17）

府有施設や未利用地の有効活用を図る観点から、民間の広告設置等による収入確保策を検討。17年度は、パスポートセンター（本所）壁面に民間企業広告を掲出

★ ファシリティマネジメント的手法の導入

【財産の有効活用】（H18）

行政財産を含む府有財産の「現況調査」を実施。利用状況の評価を行い、有効活用を進めるべき施設の活用の方向をとりまとめ

【維持保全の最適化等】

都市基盤施設（道路、治水施設など）、その他の府有施設について、今後の活用方針等を見極めつつ、ライフサイクルコストの低減方策や計画的維持保全の今後の方向性等について検討

【H19年度～】

★ 府営住宅駐車場の活用（H19）

府営住宅の駐車場の活用について、既存ストックの有効活用の観点より、入居者以外の府民への使用拡大につき、19年度一部実施に向け検討

★ 阪南公舎の廃止（H19）

老朽化が著しく、近年の入居者が減少している状況を踏まえ、廃止

★ 財産の有効活用

活用の方向について、企業の経営感覚や民間の知恵なども取り入れながら庁内で検討を進め、平成23年度までの具体化に向け取り組む

★ 維持保全の最適化等

都市基盤施設（道路、治水施設など）、その他の府有施設について、今後の活用方針等を見極めつつ、ライフサイクルコストの低減方策や計画的維持保全の今後の方向性等について検討

◆H16年度までの主な取組み◆

【学校の余裕教室の活用】

・開かれた学校づくりと既存資源の有効活用による府民活動の活性化を図る観点から、府立高校の余裕教室の開放を推進

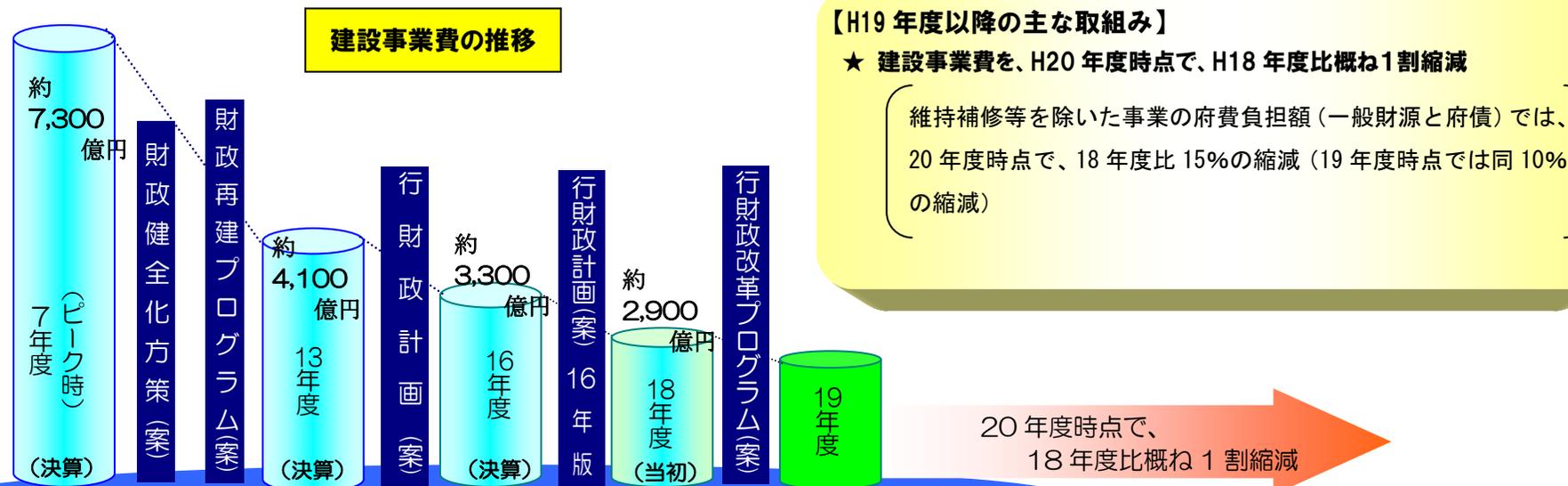
【新たな課題に対応した施設への活用】

- ・旧淀川府税事務所 → 大阪府 IT ビジネスインキュベータ（H13）
- ・旧福島府税事務所 → 大阪 NPO プラザ（H14）
- ・旧天王寺府税事務所 → 大阪府 IT ステーション（H16）など

(4) 建設事業の重点化

基本的な取組方針

- 府債を抑制する観点から、事業の遅延・休止を含めて、建設事業の重点化を徹底する



◆これまでの主な取組み◆

これまでの計画	策定年月	国庫補助事業	単独事業	備考
財政健全化方策(案)	H8. 8	—	概ね30%の削減	対H8年度当初予算比
財政再建プログラム(案)	H10. 9	概ね10%の削減	概ね50%の削減	対H10年度当初予算比
大阪府行財政計画(案)	H13. 9		概ね10%の削減	対H13年度当初予算比
大阪府行財政計画(案)平成16年版	H16. 11		概ね10%の削減	対H16年度当初予算比

(5) 職員の意識改革

基本的な取組方針

- 能力開発の充実にあわせ、組織目標の明確化や職員一人ひとりが業務改革に取り組むことにより、顧客(府民)志向の改革マインドの醸成を図る

◆H17年度以降の主な取組み◆

★ 能力開発（スキルアップ）のさらなる充実

民間の経営感覚や発想をさらに府政に浸透させるため、幹部職員研修の対象を拡大、若手職員の民間派遣研修制度創設など民間のCS（顧客重視主義）意識の向上に関する研修を拡充

★ 組織目標の明確化と共有

年度当初に、部局ごとに「部局運営方針」を、職場ごとに「職場チャレンジシート」をそれぞれ作成し、組織全体での目標の明確化と共有をめざす
(H17年度～)

★ 現場に根ざした改革の推進

府民サービスの向上や業務改革など、職場ごとでの自主的な取組（チャレンジ 2006・2007）をすすめることにより、現場に根ざした全庁的な業務改革運動への発展をめざす
(H17年度～)

★ 教職員評価制度の処遇への反映

教職員の資質向上を図る観点から、教職員の評価制度をより実効性のあるものとするため、総合評価結果を活用して給与へ反映させる (H19年度～)

◆H16年度までの主な取組み◆

【勤務意欲の向上、能力開発等の主な取組】

- ・ 民間実務研修を開始 (H10)
- ・ 庁内公募制度（公募により希望職務に人事配置）の拡充 (H10)
- ・ 長期自主研修支援制度の導入 (H11)
- ・ 勤労意欲に関する職員意識調査の実施 (H11)
- ・ 特許等発明者への補償金上限額の緩和 (H11)
- ・ 短期自主研修制度の導入 (H13)
- ・ 政策提言サポートシステムの導入 (H13)
- ・ 女性の登用等に関する意識調査の実施 (H13)
- ・ チャレンジ JOB システムの導入 (H14)
〔政策提言サポートシステムと統合 (H18)〕
- ・ E-ボードシステム～やる気掲示板～の導入 (H14)
- ・ 優秀職員表彰の創設 (H14)
- ・ 任期付研究員制度の導入 (H14)
- ・ 任期付職員制度の導入 (H15) ほか

(6) 総合的な行政評価システムのさらなる充実

基本的な取組方針

▶ 施策評価のより効果的な活用手法の整備と建設事業評価システムの充実を図る

◆H17 年度以降の主な取組み◆

★ 施策評価によるさらなる施策再構築の推進

施策評価については、予算編成プロセスの改革のもと、各部署が自ら目標設定を行い、評価結果などを活用して施策の再構築を行うことで、施策の選択と集中をすすめる。特に18年度からは全庁の方針を明確にするとともに、外部の視点を導入するため、(1)施策評価基本方針の策定、(2)見直し重点項目の設定、(3)官民協働・民間開放の取組みと一体的に評価を実施、(4)外部アドバイザー制度の導入（学識経験者、公認会計士、民間シンクタンク等）といった取組みを実施

★ 建設事業評価におけるより早い段階から評価を始める仕組の検討

建設事業評価については、事業類型ごとに実態に即した、より適切な評価時期、評価手法について検討を行う。また、地域に与える影響が大きい事業や多額の財政負担を伴うような事業等について、計画段階（構想段階）で素案を公表し、府民の意見も踏まえながら段階的に計画としての熟度を高めていくような、より早い段階から評価を開始する仕組みについて検討

- ・府営住宅建替事業のうち、計画の熟度が高い案件については基本設計前に評価を実施（H17.9～）
- ・大規模な施設整備事業で一定の条件を満たすものについては、基本計画策定前に評価を実施（計画段階評価）できるよう、次年度以降の導入に向けた具体的な運用基準等を検討（H19.2～）

◆H16 年度までの主な取組み◆

全国でも早い時期（H11）から「行政評価システム」を導入し、4つの評価類型（事務事業評価、建設事業再評価、主要プロジェクト評価、公営企業の経営評価）でスタート

その後、事務事業評価を施策評価へと発展させるとともに、外部委員による事前、事中、事後にわたる建設事業評価システムの確立や、公の施設評価の導入を行うなど、「あらゆる業務を評価する」、「事業のあらゆる段階で評価する」、「外部の目でも評価する」という、総合的な行政評価システムを構築

【 施策 評 価 】

〈 施策評価（事務事業評価）の結果概要と見直しによる効果額 〉

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
評価対象 (施策数・事業数)		1,173 事業	1,153 事業	287 施策 1,810 事業	275 施策 1,843 事業	277 施策 1,850 事業	275 施策 1,869 事業	273 施策 1,851 事業	271 施策 1,860 事業
今後の 方向性	拡大	22 件	4 件	17 件	8 件	7 件	3 件	1 件	1 件
	見直し	264 件	196 件	330 件	205 件	168 件	136 件	122 件	155 件
	休止・廃止	145 件	128 件	273 件	202 件	180 件	195 件	165 件	162 件
次年度当初予算における 削減効果額 ()内は一般財源ベース		190 億円 (160 億円)	195 億円 (100 億円)	206 億円 (81 億円)	151 億円 (43 億円)	60 億円 (38 億円)	65 億円 (31 億円)	50 億円 (27 億円)	102 億円 (46 億円)

《13～18年度における施策評価の評価結果》

優先順位	基本的な方向	事業数					
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
「AAA」	「拡大」又は「継続」する事務事業	305事業	350事業	378事業	403事業	416事業	449事業
「AA」	「継続」又は「見直し」を行う事務事業	1,068事業	1,133事業	1,143事業	1,204事業	1,216事業	1,203事業
「A」	「見直し」又は「休止・廃止」を行う事務事業	437事業	360事業	329事業	262事業	219事業	208事業

【建設事業評価】

《建設事業評価の取組状況》

18年度建設事業評価結果

【評価対象】

- 事前評価 19年度に新たに着手予定の主な建設事業
- 再評価 事業採択後5年未着工又は10年以上継続中の事業等
- 再々評価 再評価実施後、一定期間（5年）が経過している事業
- 事後評価 事業完了後概ね5年程度経過した事業のうちから代表的事業を抽出

【評価結果】

- 事前評価 49件（うち外部評価16件） → 「事業実施」48件、「条件付き事業実施」1件
- 再評価 15件（外部評価） → 「事業継続」15件
- 再々評価 3件（外部評価） → 「事業継続」3件
- 事後評価 1件（外部評価）

（注）今後河川整備計画策定手順を活用する予定の河川事業については、評価件数に含まれていない。

(7) 危機管理システム

基本的な取組方針

▶ 府民の安全・安心を確保するための危機管理システムを構築

◆H17年度以降の主な取組み◆

★ 知事直結型の危機管理体制の整備

危機発生に際し、知事の直接指示の下で全庁的な指揮・調整を行うなど、知事直結型の危機管理体制を検討し、危機管理監を設置（H17.4）

★ 広域的な連携体制の強化

- ・近畿2府7県で、自然災害その他の危機事象に対応する相互応援協定を締結（H18.4）
- ・近畿2府7県合同で、市町村、消防、警察、自衛隊等関係機関と連携した広域防災訓練を実施し連携を強化（H18.10）

★ 危機管理人材の計画的な育成

職員等の危機管理能力、危機に際しての対応能力の向上を図るため、あらゆる職階の職員を対象とした計画的な危機管理研修を実施（H16～）

★ 組織の危機管理マネジメント能力の向上

危機管理対策の基本的枠組みである「危機管理対応指針」の見直し
各部署における想定危機事象を見直し、各対応マニュアルを見直し整備（H18.2）

★ IT活用による防災情報の収集・提供システムの整備

- ・インターネットを用いた防災情報やライフライン等被災情報の府民向け提供システムの構築
- ・携帯電話メール等を活用した府民への緊急情報提供システムの構築
- ・発生直後の被災情報を収集するための高所カメラ映像システムの構築
上記については、平成19年3月、「おおさか防災ネット」で運用開始

◆H16年度までの主な取組み◆

≪危機管理体制の整備などの取組実績≫

（危機管理体制の整備）

- ・緊急テロ対策本部の設置（H13.11）
- ・防災・危機管理対策推進本部の設置（H14.4）
- ・危機管理室の設置（H15.5）
- ・危機管理情報担当（危機管理室兼務・併任）を各部署に配置（H15.5）

（府県間の連携）

- ・近畿ブロック危機管理等連絡会議の設置（H16.6）
※ H18.4 近畿府県防災・危機管理協議会に組織変更

（危機管理対応指針等の策定）

- ・危機管理対策の基本的枠組「危機管理対応指針」を策定（H15.1）
- ・「NBCテロの対処現地関係機関連携指針」の策定（H15.1）など

※NBCテロ：核・生物・化学によるテロ

(8) 自主財源の確保

基本的な取組方針

▶ 府税収入の確保、府有財産の売払いの促進による自主財源の確保に取り組む

◆H17年度以降の主な取組み◆

★ 府税の徴収向上

緊急取組期間(H17～19年度)の府税収入の確保の取組み(不動産取得税等の課税捕捉調査の強化等)に加え、19年度から、さらなる徴収向上に向けた取組み

- ・高額、広域滞納事案の本庁での集中処理
- ・滞納件数の過半を占める自動車税の滞納整理の強化
- ・個人住民税の徴収向上に向けた直接徴収体制等の市町村支援の推進 等

★ 府有財産の売払い

職員宅舎の廃止や府営住宅の建替により生み出された府有地等について、庁内全体での活用の検討や地元市町村の活用意向を把握するなど、必要な手順・手続きを踏んだ上で処分可能な府有地について引き続き売払いに努める

- ・大阪府職員宅舎・教職員住宅等の廃止による施設跡地
- ・府営住宅建替により生み出す用地・府立高校再編整備に伴う施設跡地等
- ・廃川・廃道敷、施設跡地等の普通財産、低・未利用の行政財産

◆H16年度までの主な取組み◆

★ 府税収入の確保に向けた取組み

- ・課税調査や滞納整理の充実強化など税収確保に積極的に取り組む
- ・不動産の中間登記省略調査等課税捕捉調査の強化や高額滞納事案の集中処理による滞納整理の充実強化などの取組みにより、積極的に税収を確保

★ 府有財産の売払いの促進

- ・府有財産の効果的かつ効率的な活用を図る観点から、全庁的な検討体制のもと、低未利用財産及び用途廃止予定財産の他の用途への転用を推進
- ・利用する計画のない土地については、積極的に公用廃止・売却

◆ 課税調査・滞納整理の推進による府税収入の確保

9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度 (見込)	19年度 (当初)
145億円	160億円	201億円	196億円	228億円	41億円	48億円	35億円	35億円	30億円	40億円

(注) 14年度からは大阪府行財政計画(案)で、さらなる取組による効果額のみを記載(19年度は行財政改革プログラム(案)の効果額含む)

◆ 府有財産(土地)の売払いによる歳入の確保

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度 (見込)	19年度 (当初)
47億円	46億円	66億円	120億円	81億円	76億円	105億円	128億円	107億円	157億円	201億円	160億円

(9) 府民との対話・アカウンタビリティ（説明責任）の確保・情報発信力の強化

基本的な取組方針

▶ 府民の皆さんへの情報発信の充実、内外に向けた大阪の情報発信力の強化

◆H17年度以降の主な取組み◆

★ 府政だよりの充実

- ・府民への基本的な府政の情報提供媒体「府政だより」の広告単価の引上げと広告枠数の増加（H17～）

★ 大阪ブランド戦略の推進による大阪の情報発信力の強化

- ・「大阪ブランドコミッティ」において、大阪が誇るブランド資源（魅力や強み）を17分野に整理・分析するなどの取組み（～H18）
- ・取組み成果を活かし、オール大阪での取組みを推進（H19～）

★ 海外・アジア向け情報発信力の強化

- 英語、中国語、韓国・朝鮮語の3言語で大阪の魅力や生きた情報をダイレクトに届ける海外向け広報紙の創刊（H18）

★ 首都圏における大阪の情報発信機能の強化

- 首都圏の有識者、企業、マスコミ関係者等にタイムリーな大阪情報を提供するため、大阪府ニュースレターを創刊（H18）

★ 大阪府情報公開制度の拡充

- 地方独立行政法人及び地方三公社を条例の対象に追加（H17）
- 情報公開制度の実施を指導する出資法人の拡大（H18）

◆H16年度までの主な取組み◆

- ・外部監査制度の導入（H11）
- ・インターネットで各種申請書類の提供開始（H11）
- ・府刊行物の販売制度を実施（H11）
- ・新しい大阪府情報公開条例を施行（行政文書公開制度の充実等）（H12）
- ・出資法人における情報公開の実施（H12）
- ・警察（公安委員会、警察本部長）における情報公開制度実施（H13）
- ・パブリックコメント手続の導入（H13）
- ・インターネットによる情報公開請求の受付開始（H13）
- ・「府政だより」への広告導入等による発行回数の増加（H13）
- ・情報公開システムの運用開始（H15）
- ・メールマガジン「府れっしゅレター」創刊（H15）
- ・インターネットを活用した府政モニター制度「ネットパル」の実施（H15）
- ・英字新聞「Brand-New Osaka」の発行（H15）
- ・行政、大学、経済界などオール大阪の情報発信の中核となる「大阪ブランドコミッティ」の設置（H16）

ほか

《パブリックコメント手続の実施状況（19年2月末現在：結果公表ベース）》

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
計画等の案	15	25	15	19	23	15	112
条例案	4	9	4	10	9	6	42
合計	19	34	19	29	32	21	154

(10) 施策の再構築（適正な受益と負担）

基本的な取組方針

▶ 受益と負担の適正化を追求する

◆H17年度以降の主な取組み◆

- ★ 違法駐車車両保管料の見直し (H17 実施)
キタクリアウェイセンターにおける違法駐車車両の保管料金を改定
- ★ 府立高校授業料減免制度の見直し (H18 実施)
「減免制度に関する有識者会議」の意見等を踏まえ、新たな減免制度を適用
- ★ 府営住宅使用料(家賃)の収納率向上 (H18 実施)
滞納対策については、一層の督促の強化とともに、法的手続きの早期化など総合的に取り組む
- ★ 府育英会奨学金等償還率の向上 (H17 実施)
近年の返還金の償還率の低下の状況に対応するため、新たに償還率の目標を定めるなど取組みを強化
- ★ 課税自主権の活用
超過課税や法定外税など課税自主権の活用について、引き続き検討
- ★ 府営住宅使用料(家賃)の改定 (H19 実施)
公営住宅法施行令等を踏まえ、適切な設定を行う
- ★ 公有財産使用料の適正化 (H18～)
公有財産使用料の減免につき再精査し、負担の一層の適正化を図る

など

◆H16年度までの主な取組み◆

◀使用料・手数料の見直し▶

- ・法令等の改正に伴って適宜改定。概ね4年に一度、その間の経済情勢等を踏まえ、全面的な点検・見直し
- ・適正な受益者負担を求める観点から、コストや受益の度合いを勘案しつつ、個別に見直し

◀課税自主権の活用▶

- ・大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため、中小法人の税負担に配慮しつつ、法人事業税、法人府民税法人税割について超過課税
- ・大阪の再生に向けた緊急重要課題に対処するため、法人府民税均等割の超過課税や創業・産業集積促進税制を導入 (H13.4)
- ・銀行業を行う法人に対して、法人事業税の課税標準の特例措置（いわゆる銀行税）を導入 (H12.6)（適用期間は、H15.4～H16.3）

◆ 使用料・手数料の見直し状況

年度	件数	当年度増収額	平年度ベース増収額	備考
8	59	8億4,500万円	16億2,900万円	一斉見直し
9	54	1億7,100万円	3億1,500万円	消費税率引上げに伴うものを含む
10	6	2億9,100万円	6億2,200万円	
11	7	1億500万円	1億6,900万円	
12	70	20億9,400万円 (13億6,900万円)	46億3,100万円 (38億7,000万円)	一斉見直し
13	24	1億3,100万円	2億1,400万円	
14	20	4億6,100万円	24億1,600万円	
15	14	2億4,000万円	2億9,400万円	
16	4	1,400万円	1,600万円	
17	4	1億2,500万円	1億3,800万円	
18	3	200万円	200万円	
19	1	200万円	200万円	

(注) 特別会計、企業会計を含まない。12年度の()内は、府立高等学校授業料に係るもので内数

法人府民税・法人事業税の超過課税による増収

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度 (見込)	19年度 (予算)
法人事業税	202億円	186億円	152億円	140億円	148億円	148億円	124億円	134億円	150億円	174億円	198億円	216億円
法人府民税 (法人税割)	127億円	121億円	98億円	88億円	96億円	92億円	80億円	85億円	100億円	111億円	133億円	144億円
同 (均等割)	—	—	—	—	—	11億円	48億円	51億円	53億円	54億円	55億円	56億円
計	329億円	307億円	250億円	228億円	244億円	251億円	252億円	270億円	303億円	339億円	386億円	416億円

(注) 端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある

(11) 施策の再構築（府の役割の精査・持続可能性の点検・コストの縮減）

基本的な取組方針

- 地域全体でサービスの最適化をめざす観点から、広域的課題を担う自治体として自らの役割を再精査する
- 将来にわたって持続可能な施策となるよう、限られた資源の選択と集中の視点から施策を点検する
- 最小の経費で最大の効果があげられるよう、施策・事業等を再点検する

◆H17年度以降の主な取組み◆

- ★ **道路における時間制限駐車区間（パーク・メーター・パーク・チケット）の見直し（H17実施）**
道路における時間制限駐車区間につき、一部廃止も含めた計画的な見直しを実施
- ★ **生活困窮者援護費関係制度の見直し（H17実施）**
自立支援型施策への転換を図る観点から、個人給付事業である長期入院患者見舞金及び被保護者夏期歳末一時金の見直しを実施
- ★ **あいりん地区日雇労働者福利厚生措置事業の見直し（H17実施）**
個人給付事業から高齢日雇労働者に対する就労対策を中心とした事業への転換
- ★ **流域下水道事業のあり方・維持操作補助金の見直し（H17～）**
府において建設及び維持管理を一体的に運営する方向で市町村・流域下水道組合と協議・調整を実施。その際には、維持管理経費の縮減を図りつつ、受益と負担の最適化等を図る観点から、府負担のあり方についても協議・調整を実施
- ★ **金剛コロニーの再編（H18～）**
障害者自立支援法を踏まえた再編整備方針（案）に基づき、利用者の地域生活への移行と地域生活支援のための拠点施設整備及び利用者の状態にあった適切なサービスを提供するための施設を計画的に整備し、順次、民営化
- ★ **市町村振興補助金・市町村施設整備資金貸付金の再精査（H19実施）**
府の財政状況や市町村を取り巻く環境の変化に鑑み、市町村の自立を支援するための補助金・貸付金について再精査
- ★ **老人総合センターの見直し（H19実施）**
府立の老人福祉センターとしての先導的役割を一定果たしたことを踏まえ、18年度末で府の公の施設としては廃止。センターで実施している事業については、「アクティブシニアがあふれる大阪」構想事業の推進にあわせて刷新を図り、19年度から新しい内容・運営方針で、より効率的に実施
- ★ **永年勤続表彰の見直し（H19実施）**
他府県の状況等を踏まえ、勤続20年及び30年の職員に対する永年勤続表彰の見直しを実施（制度を廃止＜知事部局、教育委員会等＞、副賞を廃止＜府警本部＞）

など

◆H16年度までの主な取組み◆

- ・計画に掲げた改革の取組を着実に推進するだけでなく、前倒しなど改革のスピードアップを図るとともに、さらなる改革にも取組んだ

【主な実績】

まちが安全、くらしが安心

（25項目の改革）

- ・安全なまちづくり
- ・府立5病院のあり方検討
- ・府立社会福祉施設の民間移管 など

（さらなる改革）

- ・府健康福祉施策の再構築に向けた取組 など

人が元氣

（23項目の改革）

- ・公立学校教員定数の確保
- ・府育英会奨学金制度の改正
- ・府大学の改革
- ・文化振興方策の具体化 など

（さらなる改革）

- ・盲・聾・養護学校の空調整備の実施 など

都市が元氣

（18項目の改革）

- ・海外事務所の効果的・効率的運営
- ・都市基盤整備の重点化
- ・府営住宅のストック再生
- ・民間活力を活かしたまちづくり など

（さらなる改革）

- ・能力開発プラザの設置 など